



国官参自保第50号  
平成28年4月20日

一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局保障制度参事官室長



### 硬膜外自家血注入療法の社会保険適用について

脳脊髄液減少症に係る硬膜外自家血注入療法(いわゆる「ブラッドパッチ療法」)については、平成27年度までは先進医療でありましたが、中央社会保険医療協議会からブラッドパッチ療法の適用を含めた平成28年度診療報酬改定に関する答申が出され、これによる平成28年度診療報酬改定により、ブラッドパッチ療法は平成28年4月より社会保険に適用されることとなりました。

当該療法の保険導入後においては、受診者の費用負担が軽減され、脳脊髄液減少症を取り巻く治療環境が大きく変化すると考えられます。

貴協会におかれては、引き続き、自賠責保険金の適正な支払を通じて、被害者保護の充実に努めるよう傘下会員への周知をお願いいたします。

#### <参考>

- 平成28年度診療報酬の算定方法  
別表第1 医科診療報酬点数表

#### J007-2 硬膜外自家血注入 800点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして  
地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に  
限り算定する。

2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所  
定点数に含まれるものとする

事 務 連 絡  
平成24年6月18日

社団法人日本損害保険協会損害サービス業務部長 殿

国土交通省自動車局保障制度参事官室  
課長補佐（保険）

#### 脳脊髄液減少症に係るブラッドパッチ療法の先進医療適用について

平成24年3月24日に日本医科大病院より出されていた脳脊髄液減少症に係る硬膜外自家血注入療法（いわゆる「ブラッドパッチ療法」）の先進医療申請については、平成24年5月17日に開催された先進医療専門家会議において承認され、平成24年6月1日付の厚生労働省告示に基づき、平成24年7月1日より適用されることとなりました。

これにより、当該治療に係る検査費や入院費といった諸費用に医療保険が適用され、当該治療を受ける患者の費用負担が軽減されるとともに、これを契機として他の医療機関からも当該先進医療の申請がなされるなど、脳脊髄液減少症を取り巻く治療環境が大きく変化することが想定されます。

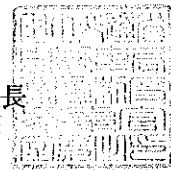
つきましては、貴協会において、引き続き、適正な保険金の支払いを通じて被害者保護の充実に努めるよう、傘下会員に対し、周知して頂くようお願い致します。



国官参自保第714号の1  
平成24年3月23日

社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局  
保障制度参事官室長



#### 脳脊髄液減少症に係る画像診断基準について

標記については、厚生労働省において平成19年度から厚生労働科学研究費補助金で「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」がなされており、平成22年度総括研究報告書にて、脳脊髄液漏が確実な症例を診断するための基準案として、脳脊髄液漏出症及び低髄液圧症について、それぞれ画像判定基準案及び画像診断基準案が報告され、平成23年10月には、これらの診断基準案が診断基準として関係学会の了承を得られ、公表されたところです。

脳脊髄液減少症については、自賠責保険等を通じた被害者の救済に対して期待が高まっていることから、貴協会においても、この診断基準を有効に活用し、適正な保険金の支払いを通じて被害者保護の一層の充実に努めるよう、傘下会員に対し、周知して頂くようお願い致します。